

答 申 第 3 8 号
平成27年12月22日

青森県議会議長 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成27年8月20日付け青議第212号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成26年度政務活動費支出にかかわって特定議員が登庁したことがわかる記録及び同議員らの車両に係る議員駐車場への入出庫記録についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県議会議長（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年7月3日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「平成26年度政務活動費支出にかかわって、1. ○○議員による整理番号9、26、35、36、38、40、47、48、69、70、71、73、89、90、93、99、100、125、129、148、162にかかる領収証貼付用紙及び調査のため訪問した箇所が分かるもの。2. 特定3議員が登庁したことがわかる記録及び同議員らの車両に係る議員駐車場への入出庫記録。ただし、議会開会中は除く。」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、1. については「○○議員から議長に提出された平成26年度政務活動費収支報告書に添付の、整理番号に係る貼付用紙、その添付書類及び日程表」を特定した上で、その一部が条例第7条第3号に該当するとして、2. については、登庁した場合に公務旅費が支給される日以外の日議員が登庁した記録及び入出庫記録のいずれも作成又は取得していないとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年7月17日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年7月21日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。なお、異議申立人は、1. については異議申立ての対象とはしていない。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

「2. にかかる不開示決定処分を取り消し、開示する」との決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書の異議申立ての理由

ア 議会棟を含め県庁舎は青森県庁舎管理規則により管理され、議会棟及び西棟のうち議会が専ら使用する部分の管理は議会事務局総務課が所掌することとされている。

イ これについては議員が登庁した場合に公務旅費が支給される日かどうかにかかわらずなされなければならない、したがって、なされているのであり、議員が登庁した際、車を使用した場合には公費で管理されている専用の駐車場が使用され、議会棟入口では登庁中の議員名に電灯が点灯され、議員控室では必要な電気料等公費負担が発生するのであり、何よりも議会棟入口には県職員が職務で配置もされているところ、ましてや議員が登庁しても議会事務局において誰もそのことを把握せず、管理されていないということはある。

ウ よって、議員が登庁しているかどうかを記録しているものがないというのは考えられず、実施機関による情報隠しが疑われる。

(2) 理由説明書に対する反論

ア はじめに

(ア) もとより、本件異議申立人は議員による自主的な議員活動に制限を加えるということを念頭に本件異議を唱えているのではない。しかし一方では、議員活動のうち、その活動に政務活動費を充当して為した場合には、その使途の透明性の確保という視点から、県政との関わりでどのような活動に政務活動費を充当したのか客観的に検証できるよう説明できる程度には情報が公開されてしかるべきであるところ、そのような視点からは一定の制限もあるべきものと考えている。

(イ) 上記の視点から、本件情報公開請求はなされたものである。すなわち、異議申立人がした開示請求は、議員による政務活動費収支報告書に添付されたガソリン代支出にかかる支出証明書記載内容について、訪問した機関、場所のうち、県の本庁への訪問履歴を確認することを目的に行ったものである。

(ウ) しかし、これら記載によれば、青森、青森市或いは県庁に赴いたというだけで、しかし訪問先はその調査目的によって異なり、したがって車両の走行距離

も自ずと異なるものと推量されるが、3議員においては少なくとも「青森市内」に赴いた場合にはいずれも走行距離は固定の同じ数字が記載され政務調査費も固定の同じ金額が充当されているのである。

- (エ) 走行距離が固定していることに照らせば、仮に県庁にある機関以外の、例えば民間の建物等に用事があり青森市に赴いた場合にも、県庁の専用駐車場を議員は利用していたとも推量され、しかし、支出証明書に記載した事業、目的を達成するために実際に訪問した場所等について確認できず、したがって、そのことが政務活動費の使途基準に合致した支出であるか否かを客観的に検証することができない要因の一つとなるのである。
- (オ) 仮に、県庁舎にある県議会議員が使う駐車場使用にかかる内規も存在しないのであれば、たとえ私用で青森市に赴いた場合であっても、議員は自由に、或いはノーチェックで県庁舎にある駐車場を利用することができるということにもなろう。そうであるとすれば、後述するように、県議会議員に割り当てられている議会棟駐車場等は特段、専用駐車場には何人もがノーチェックで出入りできることにつながる可能性が否定できないことになりはしないか。

イ 駐車場の管理について

- (ア) 議員らが登庁のため使用する車両については車両番号等の登録なども行われているはずであるが、本件異議申立人が行った「県庁舎にある県議会議員が使う駐車場使用にかかる内規など、使用のための手続きや使用に関して定められた内容が分かるもの」の開示請求に対し、実施機関は「施設管理マニュアル（平成22年4月現在）」のうち「2 行政庁舎管理業務（2）建物管理（直営分）ア駐車場管理」を特定し、開示した。が、開示された文書によれば、単に県庁舎の駐車場の場所と利用割り当てが示されているのみである。そうすると、議会に割り当てられた駐車場への出入りについて議員の車両であるか否かをどのように判断し、駐車を認めているというのであろうか、これを見る限りでは不明である。県庁舎の管理を所管する部署が、或いは処分庁が、議員の車両の出入りと駐車場の管理について全く関与しないということなのであろうか。
- (イ) 青森県車両保管庫使用規則によれば、この規則は、総務部行政経営管理課において管理する車両保管庫で、県有自動車を保管する施設で知事が指定するものの使用に関し必要な事項を定めているものである（第1条）が、この保管庫には議員らが使用する駐車場をも含むものである。また、当規則によれば、当該保管庫は総務部行政経営管理課長の承認を受けなければ使用することができず（第2条第1項）、承認を受けようとする場合には所属名、運転者の職名・氏名その他、車名、登録番号等を記載した車両保管庫使用申込書を提出しなければならない（同条第2項）、事実証明2で開示された文書との関わりを考慮すれば、当該申込みには県議会議員が駐車する車両についても含まれることになると推量される。そして、所管課においては車両保管庫使用にかかわって車両認証登録の一覧表等が作成・保管されているものと思料される。
- (ウ) 前項で述べた車両保管庫使用申込書の提出と総務部行政経営管理課長による承認を得るという仕組みは、県有の当該車両保管庫への入庫が何人の車両でも

容認されるというのではなく、まさに車両保管庫に駐車しようとする車両が、前記承認を得た車両であるかどうか、管理上、点検できるようにするために行っているという側面も有するものであろうところ、そうすると、何らかの方法で確認し、場合によっては前記一覧表などを利用し、メモ書きするなどして記録をとっているものと思料される。そうでなければ車両保管庫使用申込書の提出と総務部行政経営管理課長による承認を得るという仕組みは意味をもたないものとの指摘を免れないものとなろう。

ウ 議員控室の管理について

(ア) 処分庁は「登庁しても公務旅費が支給されない日においても、平成26年度における自由民主党、民主党及び日本共産党の各会派議員控室についていえば、一般職員の勤務時間帯であれば、県職員又は当該会派の職員が議員控室に常駐し」ていたと説明している。仮に、議員の登庁がない日にあっても議員控室に県職員は勤務していたということになるが、そのような場合、どのような業務にあたっていたのであろう。

(イ) ところで、前記3会派以外の「会派及び無所属の議員にあつては、登庁する議員から県議会事務局にその旨連絡があった場合や県議会事務局執務室に設置された議員出退表示機の点灯表示により議員の登庁を知った場合は、県議会事務局の職員を該当する議員控室で勤務させ、照明の点灯その他の環境を整えること等により、それぞれ、登庁した議員に対応している」と説明している。そうすると、こうした場合には、県職員の具体的な就業場所等が日によって、突然に変更されることにもなるが、こうした場合にあっても処分庁は記録を残さないと主張するのである。業務日誌すら存在しないというのであろうか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね次のとおりである。

1 駐車場への入出庫記録について

- (1) 県庁舎に設置している駐車場のうち、議会棟駐車場、東側駐車場の一部及び西棟立体駐車場を議員用として割当てしているが、これらの管理は、県議会事務局ではなく知事部局が他の駐車場と一括して行っているものである。
- (2) 異議申立人が引用する青森県庁舎管理規則第6条第2項（「何人も、庁舎に自動車その他の車両を駐車させる場合には、前項の規定により指定された駐車場所以外の場所に駐車させてはならない。」）の規定は、議員であるか否かにかかわらず、何人も指定駐車場所以外の場所への駐車を禁止するものであるから、一般車両と議員車両の別を問わず、使用者に係る入出庫記録を作成していないとのことである。
- (3) 以上から、当該駐車場を管理する知事部局において使用者に係る入出庫記録を作成しておらず、したがって県議会事務局において当該入出庫記録を取得していないも

のである。

2 議員の登庁記録について

- (1) 議員出退表示器の点灯表示は、登庁した議員が議会棟入口又は西棟入口に据えられている議員出退表示器の下のパネル状に並んだボタンの中から議員自身のものを押し、議員出退表示器の議員自身の氏名の箇所が点灯して行われるものである。県議会事務局及び議員控室においては、その執務室内に据えられた同じ仕様の議員出退表示器の点灯表示により、議員の登庁を知り得ることとなるものである。登庁時の議員出退表示器の点灯表示は、議員が自らボタンを押すことによりなされるのであり、議員以外の者が押すこととはされていない。青森県議会会議規則第1条（「議員は、招集日の開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。」）の規定により、議員は、定例会や臨時会の招集日の開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならないこととされ、この場合の通告は、議員出退表示器に点灯表示することにより行うこととされており、定例会及び臨時会の会期外で常任委員会が開催される日等、登庁した場合に公務旅費が支給される日についてもこれとほぼ同様の運用がなされているものの、これら以外の日においては、議員は、登庁した場合であっても、議員出退表示器に点灯表示させなければならないこととはされていない。したがって、議員出退表示器に点灯表示されたことは、議員が登庁したことを示すものではあるが、逆に、議員出退表示器に点灯表示されていない場合であっても、議員が登庁していることはあり得るものである。
- (2) 異議申立人のいう「議会棟入口」とは、議会棟建物のいずれの箇所を指すのか明らかでないが、まず、議会棟玄関付近における立哨（りっしょう）に従事する者は、県職員ではなく、外部の業者である。また、議会棟内には受付のブースがあるが、受付の業務は外部の業者に委託されているため、一般職員の勤務時間帯において、議会棟入口で受付の業務に従事しているのは、県職員ではなく、当該業者の従業員である。受付のブース内には、当該業者の従業員とともに県職員である守衛が勤務しているが、守衛は、議会棟等に限らず青森県庁舎内外の監視・取締に関することを分担しており、不在となる時間帯もあるものである。
- (3) その上で、議員出退表示器の点灯表示については、特にこれを記録することとはされておらず、点灯表示されたことが自動的に記録されるような機能も備わっていない。議会棟入口において受付の業務に従事する業者の従業員は、本会議や委員会の傍聴希望者への案内のほか、議員への面会希望者があった際その取次ぎ等を行うが、その都度、議員の出退を議員控室等に電話して議員の所在を確認するのであり、当該業者も守衛も、議員の登庁を逐一、記録しているものではない。
- (4) 一方、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例第6条の規定により、議員が県議会の招集に応じたとき、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の招集に応じて出席したとき、青森県議会会議規則で定める議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場に参加したとき等は、議員には旅費が支給される。登庁した場合に公務旅費が支給されることとなる日に議員が登庁したことの記録については、旅費の支給の根拠となるものであることから、登庁した記録として行政文書を作成又は取得することとなるものである。しかし 登庁

しても公務旅費が支給されない日に議員が登庁した記録については、作成又は取得していないものである。

- (5) 登庁した場合に公務旅費が支給されることとなる日においては、旅費の支給の根拠となることから、議員の登庁を必ず確認しているものである。また、登庁しても公務旅費が支給されない日においても、平成26年度における自由民主党、民主党及び日本共産党の各会派議員控室についていえば、一般職員の勤務時間帯であれば、県職員又は当該会派の職員が議員控室に常駐し、これら以外の会派及び無所属の議員にあっては、登庁する議員から県議会事務局にその旨連絡があった場合や県議会事務局執務室に設置された議員出退表示器の点灯表示により議員の登庁を知った場合は、県議会事務局の職員を該当する議員控室で勤務させ、照明の点灯その他の環境を整えること等により、それぞれ、登庁した議員に対応している。このように、県議会事務局においては、公務旅費が支給される日以外の日に議員の登庁を把握したときは適宜対応しているが、この際、議員の登庁に係る記録を作成することとはされていないものである。すなわち、議員が登庁したことをもって直ちに行政文書を作成又は取得することとはならないものである。
- (6) 以上から、県議会事務局においては、公務旅費が支給される日以外の日に議員が登庁した記録を作成又は取得していないものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書の存否について

(1) 議員駐車場への入出庫記録について

ア 実施機関は理由説明書において、「議員駐車場の管理は、県議会事務局ではなく知事部局側の駐車場と一括して行っているものである。」、「知事部局においても、一般車両と議員車両の別を問わず、使用者に係る入出庫記録を作成していない。」としているところである。

イ 当審査会が、実施機関に対し、駐車場の管理方法について説明を求めたところ、

実施機関が知事部局から聴取した内容を記載して提出された書面において、おおむね次のとおり述べている。

(ア) 異議申立人は、「青森県車両保管庫使用規則に定める車両保管庫は、議員らが使用する保管庫をも含むものである。よって、議員らが保管庫を使用する場合、車両保管庫使用申込書を提出しなければならない」旨主張するが、青森県車両保管庫使用規則に定める車両保管庫とは、県有自動車を保管する施設を指し、該当する施設は青森県営駐車場内車両保管庫及び青柳一丁目の大型車両保管庫であるが、これらの車両保管庫に議員専用駐車スペースはない。

議員専用駐車場としては、東側、県庁第2の各駐車場の一部、議会棟、西棟立体の各駐車場が指定されているが、これらの駐車場の使用にあたり、議員に対して「車両保管庫使用申込書」に準じた届出は、県として求めておらず、提出されていない。

(イ) 議員専用駐車場として指定されている駐車場のうち、東側及び県庁第2の各駐車場については、駐車場整理業務受注業者の係員が、議員を視認の上、所定の場所へ誘導しているものであり、どの議員が駐車場を利用したかについて逐一記録していない。

議会棟駐車場については、議会受付から監視しているのみであり、やはりどの議員が駐車場を利用したかについて逐一記録していない。

西棟立体駐車場については、当駐車場に駐車させる際、入庫時にどの駐車スペースに車両を格納したのかを把握する必要があることから、議員が入庫した際、議員の顔写真入りのカードを格納スペース番号のフックにかけ、出庫した際は当該カードを外しているとのことであり、どの議員が駐車場を利用したかについて逐一記録はしていない。

(ウ) 駐車場整理業務受注業者は、駐車場管理日報を作成し、毎日県に提出することとなっている。当該日報には駐車台数の欄があり、駐車場ごとに毎日の利用台数を記載するが、利用者の氏名は記録していない。議員車両についても、同様に、利用台数は記載するが議員の氏名は記載しない。また、特記事項欄には、一般車両駐車場における長時間駐車の車両ナンバー、駐車時間及び当該運転者から聞き取りした長時間駐車の理由を記載している。駐車場で事件・事故があれば、状況報告のため、当事者の氏名等を記載することはあるが、通常は氏名を確認しておらず、議員についても同様である。

ウ 以上のような取扱いにより議員専用駐車場は管理されているという実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。よって、特定の議員が駐車場を利用した記録は作成されていないと認められる。

(2) 議員の登庁記録について

ア 実施機関は、次のとおり説明している。

(ア) 議員出退表示器の点灯表示は、登庁した議員が議会棟入口又は西棟入口に据えられている議員出退表示器の下のパネル状に並んだボタンの中から議員自身

のものを押し、議員出退表示器の議員自身の氏名の箇所が点灯して行われるものであるが、特にこれを記録することとはされておらず、点灯表示されたことが自動的に記録されるような機能も備わっていない。

- (イ) 登庁した場合に公務旅費が支給されることとなる日に議員が登庁したことの記録については、旅費の支給の根拠となるものであることから、登庁した記録として行政文書を作成又は取得する。しかし、登庁しても公務旅費が支給されない日に議員が登庁した記録については、作成又は取得していない。
- (ウ) 議員控室については、公務旅費が支給される日以外の日には議員の登庁を把握したときは（職員が）適宜対応しているが、この際、議員の登庁に係る記録を作成することとはされていない。

イ 当審査会が、実施機関に対し、議員控室の管理方法等について説明を求めたところ、実施機関は、おおむね次のとおり述べている。

- (ア) 議員控室のうち、自由民主党及び民主党控室には県職員（臨時職員）が常駐しており、この県職員は、議員登庁時には茶菓の提供、昼食の手配、コピー等の議員から依頼のあった事務などの議員への応接を行っているほか、議員の登庁がない日においても議員控室の清掃、事務用品・茶菓等の管理、電話対応、議員へ届いた資料・書類等の整理等を行っている。しかし、登庁した議員の氏名までは記録として残していない。

また、県職員が常駐しない議員控室においては、議員が登庁した場合、県議会事務局の職員が照明の点灯その他の環境を整えること等の対応はしているが、登庁した議員の氏名までは記録として残していない。

- (イ) 議員控室に常駐する県職員は業務日誌を作成していない。また、県職員が常駐しない議員控室において、県職員が勤務した場合でも、特段勤務の記録はしていない。
- (ウ) なお、公務旅費が支給されることとなる日の議員の登庁確認は、以下の方法によっている。
 - ① 本会議開会日には、議員が出席できないときには届出がされることから、当該届出により確認している。
 - ② 議案熟考日には、各議員控室に「休会日（議案熟考日）登庁確認簿」を置き、議員が登庁した場合には、自署又は押印することとしており、これにより確認している。
 - ③ 常任委員会及び特別委員会開催日には、各委員会の書記が委員会室において委員会への出欠により登庁を確認している。

- (エ) 議員の登庁時刻、退庁時刻については記録されない。また、遅刻、早退については、青森県議会運営委員会申合せ事項において事前に届出をすることとされており、それにより確認している。

ウ 以上、公務旅費が支給されることとなる日においてのみ議員の登庁を確認し、公務旅費が支給されていない日に議員の登庁を確認していないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。よって、公務旅費が支給されていない日に議員が登庁した記録は作成されていないと認められる。

3 結論

以上のとおり、実施機関は、本件対象文書を保有していないと認められるので、第1のとおりに判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 8 月20日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成27年 9 月 1 日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成27年 9 月18日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成27年10月16日 (第62回審査会)	・審査を行った。
平成27年11月 9 日	・実施機関に対する照会に対し、実施機関からの書面を受理した。
平成27年11月13日 (第63回審査会)	・審査を行った。
平成27年11月25日	・実施機関に対する照会に対し、実施機関からの書面を受理した。
平成27年12月11日 (第64回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

（平成27年12月22日現在）